

前回の審議会（2月22日）において出された諮問書案に対する主な意見等

項目	意見等
訪問看護の基準該当サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人の看護婦で全ての関連業務に対応するのは困難。 ・ 質の確保という観点から、認めない方が良い。事業の継続性・安定性を危うくする。 ・ チーム医療が進んでいる時代に、個人による事業展開はそぐわない考え方である。 ・ 規制が緩和されたサテライト型を活用すべき。 ・ 基準該当は例外であり、基盤整備の手法として論すべきではない。 ・ 基盤整備を進める観点から、訪問看護ステーションの設置促進を図る必要がある。 ・ 他の看護職等との連携を図ることにより、質は確保できる。 ・ 基準該当は市町村が認める仕組みであり、認められたものについては質は担保される。 ・ 離島や過疎の地域等では、保険者が認めることができる場合を残すべきである。
身体的拘束等の禁止規定について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的拘束の禁止規定の例外は認めるべきではない。少なくとも、生命を保護するため必要やむを得ない場合に限定るべき。 ・ オンブズマン制度を取り込んだ仕組みとすべき。
「おむつ代」の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「おむつ代」は医療保険でも対象としていない。給付対象とするか否かは、あらためて議論すべき。 ・ 「おむつ代」を給付対象とすることについては、老人保健福祉審議会以来議論があったが、対象とする方向が大勢であり、議論済みではないか。報酬上どう取扱うかが、これから議論。 ・ 「おむつ代」など日常生活に要する費用は、利用者からの徴収ではなく保険から給付すべき。 ・ 在宅介護の推進が重要であり、在宅のサービスについても「おむつ代」を給付対象とすべき。
指定介護療養型医療施設の設備基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完全型への移行は、都市部を中心にベッド削減など相当困難な対応となる。 ・ 完全型への移行を促進するのなら、容積率の緩和等の規制緩和をお願いしたい。 ・ 食堂や浴室の取扱いに係る「当分の間」には、期限を設けるべき。

開議報告書
第一回
第2回
第3回
第4回

項 目	意 見 等
指定介護老人福祉施設の人員基準について	<ul style="list-style-type: none">看護・介護職員の配置に係る経過措置は、平成16年度末までの5年間ではなく、3年間に短縮すべき。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">訪問介護の人員基準は、24時間対応の場合とそれ以外とで区別して設定すべき。市町村が、サービス提供前に介護サービス計画入手できる仕組みとすべき。サービス提供により事故が発生した場合には、事業者が市町村に連絡する仕組みとすべき。

(2)